

Global Japanese Practice タイニュースレター 2025 年 9 月  
BOI 奨励企業に対する外国人最低給与額及びタイ人雇用に関するアップデート

お客様各位

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

タイ投資委員会（BOI）より、BOI 奨励企業における外国人従業員の雇用に関連する通知（The Announcement No. Por. 8/2568）が公表されましたのでお知らせいたします。

当該通知により、外国人従業員の給与条件と一部 BOI 奨励企業に対するタイ人雇用割合の条件が加わる内容となっております。これら条件は **2025 年 6 月 5 日以降に発行された BOI 投資奨励証書に関しては 2025 年 10 月 1 日、2025 年 6 月 5 日より前に発行された BOI 投資奨励証書に関しては 2026 年 1 月 1 日より適用**されます。

### 1. 最低給与条件

BOI 投資奨励特典を利用してワークパーミットを取得した外国人は、職位に応じて以下の最低給与条件を満たす必要があり、全ての BOI 奨励企業に対して適用されます。

職位	最低給与額
Executive Management (経営幹部)	150,000 バーツ/月
• Manager(管理職) • 専門職 (エンジニア、IT、研究開発など)	75,000 バーツ/月 (または学士号以上を有する場合、50,000 バーツ/月)
上記以外のオペレーター (技能労働者、技術者、スタッフ)	50,000 バーツ/月 (IBPO、BPO ビジネスは 35,000 バーツ・月)

給与を証明する書類として、BOI 特典を利用してのワークパーミット初回申請時には給与情報を含む雇用契約書を提示する必要があり、ワークパーミット更新時には源泉所得税申告書の年次報告書 (P.N.D.1 Kor) または源泉所得税申告書 (P.N.D.1) の提出が求められます。

## 2. タイ人雇用割合条件

従業員数が 100 人を超える“製造業”の BOI 奨励企業に対しては、タイ人従業員が全体雇用数の 70%以上とする条件が加わります。また、対象企業は社会保険料納付書（SPS 1-10 の第一部および第二部）を 6 か月毎に提出する必要があります。

なお、6 ヶ月未満の短期滞在外国人は、上記の最低給与とタイ人雇用割合の条件の対象外となります。

### KPMG のコメント

本改正は、昨今話題となっています一部の外国企業がタイ人の雇用機会を生まずに操業していることを問題視し、タイ人従業員の雇用促進と技能習得を目指していることを再確認することを目的としたものと考えております。特に製造業においては、タイ人従業員の雇用割合を常時満たしていることをモニタリングすることが必要になり、もし条件を満たしていない場合には人員構成の変更や人件費への影響が出てくることも考えられます。また、条件を満たすことを示す書類の提出も求められることから、コンプライアンス違反とならぬよう必要書類の準備等を担当される人事部や経理部等の関連部署への周知も必要になると思われま

### KPMG 税務担当者

伊藤 進  
ディレクター  
E: [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)



金澤 学  
ディレクター  
E: [mkanazawa1@kpmg.co.th](mailto:mkanazawa1@kpmg.co.th)



### KPMG 法務担当者

瀧本 雄斗  
マネジャー  
E: [ytakimoto1@kpmg.co.th](mailto:ytakimoto1@kpmg.co.th)



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニュースレター一覧](#)

**KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先**

[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

---

[kpmg.com/th](https://kpmg.com/th)



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization